1866

居住制限区域(浪江町)から避難した申立人について、避難当初の平成23年3月中に車中泊を伴いながら避難所3か所を含む合計5か所の避難場所を転々としたことを考慮して、同月分の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、直接請求手続において避難所生活を理由に増額賠償された2万円とは別に3万円が追加賠償され、また、就労不能損害として、東京電力が支払うことを争わなかった額(直接請求手続では控除された平成23年6月の実際の収入相当額)について賠償された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)について、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

	損害項目	期間	金額	
ア	日常生活阻害慰謝料増額分	平成23年3月11日から 平成23年3月31日まで	3 万円	
1	就労不能損害	平成23年6月 1日から 平成23年6月30日まで	13万9067円	
	合計 16万9067円			

#### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項ア記載の損害項目及び期間についての和解金として金3万円、前項イ記載の損害項目及び期間についての和解金として金13万9067円、合計金16万9067円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

#### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を 相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して

別途請求しない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年6月29日

(仲介委員 巻淵眞理子)